

認定医更新ポイント取得対象となる学会・研究会の規定

- 1) 本学会が認定する学会・研究会等の基準を以下のように定める。
 - ① 地方会に準ずる学会・研究会であること
 - ② 当該学会・研究会による自己申告に基づき、役員に日本児童青年精神医学会会員が入っていること
 - ③ 当該学会・研究会で児童精神医学の臨床を実践する上で必要とされる知識と技能を得ることができる学術集会プログラムないし研修プログラムを提示することができること
 - ④ 適正なスポンサーシップが守られていること
 - i) 児童青年精神医学会員等が自主的に開催する学術臨床研究を目的とする継続的な学会・研究会であること
 - ii) 特定の企業の利益を目的とするものではないこと
 - iii) 名簿が用意されていること
 - iv) 会則・規約などが整備されていること
 - v) 会費が徴収されており、財政が公開されて透明性が確保されていること
 - ⑤ その他、児童精神科医養成のための研修会等で認定医審査委員会が適切と判断し、理事会で承認を得たもの
- 2) 学会や研究会等の認定に関しては、申請のあった学会や研究会について認定医審査委員会が審査を行い、理事会に報告し、理事会で認定されることとする。
- 3) 認定医更新の手続きをする際、ポイント取得対象となる学会・研究会等が手続きをするものに交付する当該学会・研究会等の参加証のコピーを添付すること
- 4) 現在認定されている団体は以下の団体である。

日本ADHD学会、日本LD学会、日本自閉症スペクトラム学会、日本司法精神医学会、日本小児神経学会、日本小児心身医学会、日本小児精神神経学会、日本精神神経学会、日本思春期青年期精神医学会、日本青年期精神療学会、日本精神病理学会、日本精神分析学会、日本摂食障害学会、日本乳幼児医学・心理学会、日本発達障害学会、日本線維筋痛症学会、日本子ども虐待防止学会、国際学会（IACAPAP, ASCAPAP, ESCAP, AACAP, WAIMHなど）、国立精神・神経医療研究センター：医療機関における注意欠如・多動症（ADHD）児の親へのペアレントトレーニング実施者養成研修、発達障害者支援研修（指導者養成研修パート1・2・3、行政実務研修）、思春期精神保健対策医療従事者専門研修 北海道児童青年精神保健学会、東北児童青年精神医学会、関東子ども精神保健学会、東京児童青年臨床精神医学会、東京子どものメンタルヘルス研究会、千葉児童思春期精神医学研究会、神奈川児童青年精神医学研究会、愛知児童青年精神医学会、近畿児童青年精神保健懇話会、京都児童精神医学研究会、九州児童青年精神医学懇話会、児童精神薬物治療研究会、埼玉児童思春期精神保健懇話会、児童分析臨床研究会